

## 動力プレス検査業者団体連絡協議会設置要綱

### (目的)

第 1 条 プレス検査業者災害防止協議会(東日本/事務局:中災防 以下「東日本プレス協議会」という)と日本フルハッププレス検査業者災害防止協議会(西日本/事務局:日本フルハップ 以下「西日本プレス協議会」という)はプレス災害の減少のために相互に協力して活動することを目的とし、相互の連絡調整等のための動力プレス検査業者団体連絡協議会(以下「連絡協議会」という)を設置する。

### (協議事項)

第 2 条 連絡協議会において、本目的のため、以下の事項に関して、協議、決定することとする。

- (1)プレス機械特定自主検査に係る検査基準を再検討し、問題点を解決する。
- (2)検査業者として、プレス機械メーカーと協力しプレス機械特定自主検査制度を発展させる。
- (3)厚生労働省の方針を継承し、優秀な検査員を育成する。
- (4)既存不適格なプレス機械の対応について協議する。
- (5)検査のオンライン化等、新技術に関して意見交換する。
- (6)両プレス協議会の行事(工場見学会・研修会等)への相互協力による知識等の向上を図る。

### (委員の構成)

第 3 条 連絡協議会の委員は、各プレス協議会の構成委員もしくは各プレス協議会より推薦された者(以下「委員」という)より構成する。

2 委員数は各プレス協議会から 3 名程度選任するものとする。

3 連絡協議会で協議する議題に応じ、委員のほかに、各協議会からの推薦により委員以外の者もオブザーバーとして連絡協議会に出席することができる。

### (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、当該年度の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合、各協議会は新たな委員を選任することができる。ただし、その任期は前任者の在任期間とする。

### (協議会会長)

第 5 条 連絡協議会に協議会会長(以下「会長」という)を置く。

2 会長は、両協議会の委員による協議のうえ選任する。

- 3 会長は、連絡協議会を代表し会務を総括する。
- 4 会長が事故等において欠けたときは、会長が指名する委員もしくは事務局がその職務を代理する。

#### **(連絡協議会の開催)**

第6条 連絡協議会の開催は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長は、原則として連絡協議会を開催する日の1ヵ月前までに、協議に関係する委員およびオブザーバーに対して連絡協議会を開催する日時、場所その他必要事項を通知する。  
なお、緊急を要する場合は、その限りではない。

3 連絡協議会は、前項の規定により会長が出席を求めた委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

4 連絡協議会の開催は、オンラインを有効活用しつつ、会場を設けて開催する場合は、原則、関東又は関西の会場で開催する。

#### **(連絡協議会の議事録)**

第7条 事務局は、連絡協議会の終了後、遅滞なくその議事録を作成するものとする。

2 議事録には、会長が署名しなければならない。

3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1)開会の日時及び場所
- (2)連絡協議会に出席した委員等の氏名
- (3)議事の経過の概要
- (4)協議事項の結果
- (5)会長の氏名及び捺印

#### **(事務局の設置)**

第8条 連絡協議会の事務局は、両協議会による協議のうえ事務局を設置する。

2 連絡協議会の庶務は、連絡協議会の事務局が処理する。

3 連絡協議会の日程・場所等は、連絡協議会の指示のもと、各協議会の事務局が委員および推薦したオブザーバーと調整する。

#### **(事務の経費)**

第9条 連絡協議会で決定した事業の実施に係る経費については、決定した事業の内容に基づき、各協議会の会員数に応じて負担するもしくは各協議会が経費を折半し負担する。

2 連絡協議会開催に係る会場費等は、開催する地域の協議会が負担する。

3 連絡協議会開催に係る旅費や謝金は、委員等を選任した協議会が必要に応じて負担する。

4 連絡協議会運営に係る経費(通信費等)は、委員等を選任した協議会が負担する。

**(委員の守秘義務)**

第 10 条 委員は、委員としての活動で知り得た情報を連絡協議会および各協議会以外に漏らしてはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。

**(その他)**

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に必要な事項は、連絡協議会で協議のうえ決定する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 21 日から施行する。